

免税軽油制度の継続を求めることについて

要 旨

平成24年3月末に地方税法の改正によって免税軽油制度が廃止される状況にあるが、これにより軽油を大量に使う畜産農家や野菜・園芸農家をはじめ、農業経営者への影響は深刻となる。地域農業の振興と食料自給率を向上させる観点からも有効であることから、同制度の継続を求める。

理 由

これまで農家の経営に貢献してきた免税軽油制度が、地方税法の改正によって、このままでは2012年（平成24年）3月末で廃止される状況にあります。

免税軽油とは、道路を走らない機械に使う軽油については軽油引取税（1リットルあたり32円10銭）を免税するという制度で、農業用の機械（耕耘機、トラクター、コンバイン、栽培管理用機械、畜産用機械など）や船舶、倉庫で使うフォークリフト、重機など、道路を使用しない機械燃料の軽油は、申請すれば免税が認められてきました。

免税軽油制度がなくなれば、いまでさえ困難な農業経営への負担は避けられず、軽油を大量に使う畜産農家や野菜・園芸農家をはじめ、農業経営者への影響は深刻です。制度の継続は、地域農業の振興と食料自給率を向上させる観点からも有効であり、その継続が強く望まれています。

以上の趣旨から下記の事項についての意見書を政府関係機関に提出していただくことをお願いします。

請願項目

1. 免税軽油の制度を継続していただくこと。

平成22年9月2日

請 願 者 秋田市中通6丁目7-36
農民運動秋田県連合会
委員長 佐 藤 長右衛門
紹介議員 佐 藤 文 子

大仙市議会議長 児 玉 裕 一 様